

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 6 年
12月13日
(金曜日)

目次

○告示	一
道路の区域の変更（道路整備課）	一
道路の供用の開始（道路整備課）	一
山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示の一部改正（会計課）	二
○公告	二
公共測量の実施（五件）（監理課）	二
○選管告示	三
個人演説会等を開催することができる施設	三
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正（二件）	三
不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の一部改正	四
不在者投票のできる老人ホームの指定	四
○公安委告示	四
技能検定員審査の実施	四
教習指導員審査の実施	六
山口県告示第三百四十八号	
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。	
その関係図面は、令和六年十二月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。	



令和六年十二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

道路の種類 県道
路線名 大島環状線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
大島郡周防大島町大字秋吉浦西一〇〇八〇の一地从先から同郡同町大字字大原一〇〇八一の一地从先まで	新 旧	最狭 一〇・六・一 最狭 七・八・九	一三九・〇 一三三・二		

道路の種類 県道
路線名 飯山公園線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
大島郡周防大島町大字西三浦字打尾一〇〇一〇四の三地从先から同郡同町大字小松字さる岩一〇八七五の一地从先まで	新 旧	最狭 九・三・四 最狭 二・五・一	三一五・四 三一五・四		
大島郡周防大島町大字小松字長すヶ迫一〇九二五の四地从先から同郡同町大字字瀬戸一〇九四三の二地从先まで	新 旧	最狭 一・九・二 最狭 一・九・〇	四二三・三 四二三・三		
大島郡周防大島町大字西三浦字吉水一〇〇〇五の二地从先から同郡同町大字同大字同字二四七六の二地从先まで	新 旧	最狭 五・三・六 最狭 一・〇・三	八七・五 八七・五		

山口県告示第三百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十二月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 飯山公園線	大島郡周防大島町大字西三浦字打尾一〇一〇四の三地先から同郡 同町大字小松字さる岩一〇八七五の一の地先まで	令和六年十二月十四日
	大島郡周防大島町大字小松字長すヶ迫一〇九二五の四地先から同郡 同町 同大字字瀬戸一〇九四三の二四地先まで	
	大島郡周防大島町大字西三浦字吉水一〇〇〇五の二地先から同郡 同町 同大字 同字二四七六の二地先まで	

山口県告示第三百五十号

山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示（平成二年山口県告示第三百九十九号）の一部を次のように改正し、令和七年一月六日から施行する。

令和六年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

「防府市駅南町一三番四〇号」を「防府市寿町七番一号」に改める。



(二〇二) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山陽小野田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量、現地測量及び用地測量）

二 作業の地域

山陽小野田市大字埴生

三 作業の期間

令和六年七月三日から同年十二月二十七日まで

(二〇三) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

下松市桜町三丁目

三 作業の期間

令和六年七月五日から令和七年二月二十八日まで

(二〇四) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、宇部市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（数値地形図データ更新）

二 作業の地域

宇部市

三 作業の期間

令和六年八月二日から令和七年三月三十一日まで

(二〇五) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

二 作業の地域

山口市鑄銭司及び防府市台道

三 作業の期間

令和六年八月七日から令和七年二月二十八日まで

(二〇六) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）

二 作業の地域

萩市大字椿東

三 作業の期間

令和六年八月十九日から同年九月三十日まで



山口県選挙管理委員会告示第七十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

令和六年十二月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

伊保庄地区体育館 柳井市伊保庄三四八五の一 令和六、九、二六

山口県選挙管理委員会告示第八十号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

「医療法人茜会よしみず病院」を「医療法人茜会脳神経筋センターよしみず病院」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第八十一号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成二十六年山口県選挙管理委員会告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

「宇部興産中央病院」を「医療法人社団宇部中央病院」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第八十二号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示（平成九年山口県選挙管理委員会告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

「医療法人社団季朋会老人保健施設王喜苑」 下関市松屋本町二丁目三番三八 平成 九、七、一五
老人保健施設なんわ荘 岩国市尾津町五丁目七番三〇号 ャ ャ ャ
老人保健施設なんわ荘 岩国市尾津町五丁目七番三〇号 平成 九、七、一五」
を「老人保健施設なんわ荘 岩国市尾津町五丁目七番三〇号 平成 九、七、一五」
に改める。

山口県選挙管理委員会告示第八十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

令和六年十二月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
介護付有料老人ホームあいらの杜新岩国駅前	岩国市御庄三丁目一四番二号	令和六、一〇、一



山口県公安委員会告示第四十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和六年十二月十三日

山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技

能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（^{けん}牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
二 審査の期日及び場所
（一）期日 令和七年一月十四日（火曜日）から同月二十二日（水曜日）までの間において山口県公安委員会が指定する日

（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和六年十二月十三日（金曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

（一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）

（二）次に掲げる審査の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める書面

1 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種） 規則第十七条第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

2 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）以外の審査の種類 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

次に掲げる審査の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める額に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

（一）技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）及び技能検定員審査（準中型） 二万三千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百円から同表の下欄に掲げる額を

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千三百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円

備 考
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

(二) 技能検定員審査(普通)	一 万九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一 万九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)
審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千四百円
三 教則の内容となっている事項	二千二百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百円

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五十円
備 考	普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

(三) 技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引) 一万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)		
審 査 細 目	減 ず る 額	備 考
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千四百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百円	
三 教則の内容となっている事項	二千二百円	
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円	
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円	
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円	

(四) 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種) 二万五千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円
備考	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三ー九七三ー二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第四十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和六年十二月十三日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の期日及び場所

- (一) 期日 令和七年一月二十三日（木曜日）から同月三十日（木曜日）までの間にお

審査細目	減ずる額
いて山口県公安委員会が指定する日	
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	
三 審査申請書の受付期間及び時間 令和六年十二月十三日（金曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで	
四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課	
五 提出書類	
(一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）	
(二) 次に掲げる審査の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める書面	
1 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種） 規則第十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面	
2 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種） 以外の審査の種類 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面	
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）	
六 運転免許証の提示	
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。	
七 審査手数料	
次に掲げる審査の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める額に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。	
(一) 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）及び教習指導員審査（準中型） 一万四千五百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）	

一	教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
二	技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三	学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千六百円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千六百円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円
備考	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千四百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。	
(二)	教習指導員審査（普通） 一万千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）	
審 査 細 目	減 ず る 額	
一	教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二	技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三	学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円
備考	普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査	

細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。		
(三)	教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普通二）及び教習指導員審査（牽引） 九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）	
審 査 細 目	減 ず る 額	
一	教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二	技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三	学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
備考	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千四百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。	
(四)	教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種） 一万二千四百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）	
審 査 細 目	減 ず る 額	
一	教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円

二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円
備考	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三―九七三―二九〇〇）にすること。